



委任状

平成 年 月 日

(住所) 〒

—

(氏名) 委任者

印

(連絡先) TEL

私は、委任事項（１）の請求、交渉、和解、和解の仲介の申立、取り下げの一切については、自ら行うことなく、その一切を下記の受任者にお任せすることとし、以下のとおり委任します。また、損害額等に関し、私が提出する書類については、真正なものであることを約します。

なお、委任状提出にあたり、茶業振興費の納入をお約束します。また、茶業振興費の納入が不可能な場合（静岡県茶商工業協同組合の員外者を含む）は、損害賠償金の１％及び下記委任事項の遂行に必要な費用（弁護士費用を含む）については、東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策静岡県協議会（以下「協議会」という）の計算により、委任事項の遂行によって得られた仮払金、賠償金および補償金から控除することをあらかじめ承諾します。

記

1. 受任者

- (1) 〒422-8619 静岡県静岡市駿河区曲金3丁目8番1号
田端敬一 殿
- (2) 〒422-8619 静岡県静岡市駿河区曲金3丁目8番1号
紅林 茂 殿
- (3) 〒420-0005 静岡県静岡市葵区北番町8 1 番地
榛村純一 殿
- (4) 〒421-1313 静岡県静岡市葵区水見色3 3 3 番地の2
中川順次 殿
- (5) 〒436-0005 静岡県掛川市伊達方3 2 3 - 1
齋藤松太郎 殿

2. 委任事項

- (1) 東京電力株式会社福島原子力発電所事故に伴う放射性物質の流出により受けた損害の賠償および原状回復等にかかる東京電力株式会社との請求・交渉・和解の締結、ならびに、原子力損害賠償紛争審査会への和解の仲介の申立と取り下げ
- (2) 受任者として、上記（１）の行為を遂行するための代理人弁護士の選任
- (3) 上記（１）の行為により得られる賠償金・補償金・仮払金等の受領と分配
- (4) その他、上記（１）の遂行に必要な一切の事務（受任者が協議会の規約に従い協議会を通じて行う事務を含む）

3. 委任に関する付帯事項

受任者が協議会の規約に基づき委任事務を決定・執行するに際し、協議会規約に基づく議決権の行使については、公益社団法人静岡県茶業会議所に、その議決にかかる権限を委任します。

4. 委任の期限

この委任は次の場合に終了する。ただし、（１）及び（３）については、該当した受任者に限り、終了するものとする。

- (1) 上記１の受任者が協議会の会長又は副会長を退任したとき
- (2) 協議会が解散したとき
- (3) その他、民法その他法令による委任の終了事由が生じたとき

以上